

第26回大阪市障がい者スポーツ大会
陸上競技の部 実施要領(予定)

1. 競技規則

実施年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び本大会実施要項により行う。

2. 競技方法

- (1)トラック種目でのフライングについて、各レースでの1回目のフライングは注意とし、その後フライングをした選手はすべて失格とする。
- (2)フィールド競技の試技は3回とし、車いす使用者の投てきは、3回連続で投げるものとする。なお、原則として、投てき種目の記録は最長記録のみ測定する。
- (3)50 m 競走では、スタンディングスタートのみとする(スターティングブロックを使用することはできない)。
- (4)車いすで100 m 以上の種目に出場する選手は、ヘルメットを着用すること。
- (5)競技で使用する車いすについて、「50 m」では日常生活用、800 m・1500 m では競技用車いす(レーサー)を使用すること。
- (6)障害区分24(視力が0 から 0.01 まで)の選手は、競技エリア内にて、光を通さないアイマスクあるいはアイシェードを装着すること。また、伴走者と競技する場合のガイドロープは、非伸縮性のひもなどを用い、両端の長さが50 cm 以下とする。

3. 招集

- (1)招集所は、メインスタンド下、室内練習場の北側に設ける。
- (2)下記の招集開始時刻に集合し、競技役員からチェックを受けること。最終点呼終了後、競技役員が各競技場所に誘導する。招集に遅れた選手は、棄権したものとみなす場合がある。
●招集開始時刻：競技開始 30分前 ●招集完了時刻：競技開始 15分前
- (3)2種目出場の選手で、一方の種目に出場しているために招集時間に間に合わない場合は、トラック種目を優先し、あらかじめ競技役員に伝え、その指示に従うこと。
- (4)招集所では、ナンバーカード、スパイクシューズなどの確認・チェックを受けること。
- (5)介助者・伴走者が入場する場合は、選手と一緒に招集所で点呼を受け、ビブスを着用し入場すること(ビブスは、競技終了後に、100 m ゴール付近で返却すること)。

4. 注意事項

- (1)受付時にナンバーカードを配布するので、競技用服装の胸と背中に付けること。
- (2)閉会式は行わないため、各自の競技終了後、記録証を受け取ってから解散すること。

5. その他

- (1)荒天時等については、主催者が安全上、競技を中止することがある。
- (2)トラック、フィールド内での、応援や写真撮影はできない。応援や写真撮影は観客席からすること。
- (3)大会中のけがや病気については、応急手当を除いて主催者は一切責任を負わないので、健康と安全には各自が十分に注意すること。なお、主催者において行事保険に加入している。
- (4)荷物は各自で管理すること。特に盗難には注意すること(更衣室等に荷物を放置しないこと)。
- (5)トラックおよびフィールド内への立ち入りについて、原則として選手および競技役員・ボランティア以外は入場を禁止する。特に、芝生内は立ち入り禁止とする。
- (6)競技場内は禁煙となっているため、場内での喫煙は禁止する。